

生産緑地等に対する相続税納税猶予制度に関する意見書（案）

平成27年4月22日に都市農業振興基本法が施行され、平成28年5月13日に都市農業振興基本計画が閣議決定された。これにより、都市における農地や農業の位置付けが大きく変わり、農業生産活動を通じて多様な機能を発揮している都市農業の役割が明確になった。

また、都市内の農地の計画的な保全を図るため、生産緑地法等が改正され、特定生産緑地制度の創設や、農業者の強い要望であった生産緑地地区の面積要件の引下げについて定められた。

しかし、税制度に関しては、生産緑地を貸し付けた場合には相続税納税猶予制度が適用されず、農地保全の観点からはいまだ不十分な状態であるため、平成30年度の税制改正において、その改善を図る必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、生産緑地を貸し付けた場合でも相続税納税猶予制度を適用するとともに、農業用施設用地等についても新たに同制度の対象とするなど、都市農業の振興を目指すための税制改正を速やかに実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛て